

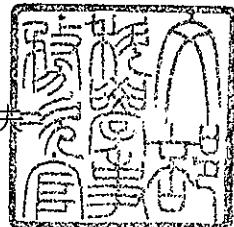


30 庁房第 129 号  
平成 30 年 6 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 私 立 大 学 長 殿  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
日 本 芸 術 院 長  
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 関 係 団 体 の 長

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一



(印影印刷)

### 文部科学省設置法の一部を改正する法律の公布について（通知）

この度、第 196 回国会（常会）において文部科学省設置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、平成 30 年 6 月 15 日に、平成 30 年法律第 51 号として公布されました。

改正法は、平成 29 年に成立した文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 73 号）附則第 2 条の規定を踏まえ、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に加えるとともに、文化庁の所掌事務として、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務を文部科学省本省から移管することなどを通じて、文化庁の機能強化を図るものであり、平成 30 年 10 月 1 日に施行することとされています。

改正法の施行後は、文化庁が、従前より取り組んできた文化振興施策に加えて、文化に関する施策について各府省庁間の調整を図りながら、政府全体の文化行政の計画をとりまとめることとなり、これにより、文化に関する各府省庁の施策の相乗効果や好循環の創出を図ることとしております。また、現在、初等中等教育局が所掌している学校における芸

術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管することにより、学校教育における全ての子どもたちへの芸術に関する教育の充実及び文化芸術の振興と、トップレベルの芸術家育成等とを一体的に進め、国民の文化芸術に関する素養の更なる深化を図ることとしております。さらに、博物館行政についても、全ての類型の博物館を文化庁において一括して所管することにより、博物館の更なる振興を図ることとしております。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれましては、これらを十分に御了知の上、関係する規程の整備等事務処理上遺漏のないようお願いします。また、平成29年に改正された文化芸術基本法（平成13年法律第148号）及び改正法の趣旨に鑑み、地方公共団体におかれましては、文化担当部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いします。

なお、文化庁の内部組織については、文部科学省本省における組織再編と併せて、関係政令及び省令の整備を行うこととしており、当該政省令によって定められる事項の詳細については、追って通知する予定です。

#### ＜添付資料＞

- 添付1 文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要
- 添付2 新・文化庁機能強化のポイント
- 添付3 文化政策の総合的な推進のための機能強化※
- 添付4 新・文化庁各課の主な所掌事務※

※現在調整中の内容であり、内容に今後変更があり得ます。

条文等の関係資料は、下記のウェブサイトを御覧ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1405567.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1405567.htm)

#### 記

### 第1 改正法の概要

#### 文部科学省及び文化庁の任務及び所掌事務の改正

- (1) 文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改めることとすること。（第3条及び第18条関係）
- (2) 文部科学省及び文化庁の所掌事務に、次の事務を追加するとともに、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどることとすること。（第4条及び第19条関係）
  - ① 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
  - ② 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(3) 文化審議会が調査審議する事項に、(1) 及び(2)に関する事項を追加すること。（第21条関係）

## 第2 留意事項

- (1) 改正法の施行に際し、文化庁が改正法の趣旨を踏まえた文化行政を実現することができるよう、文化部及び文化財部の二部制の廃止や、関係府省庁との事務の調整を担う部署の新設、観光・まちづくりと連携した文化財等の活用を担う部署の新設等を内容とする組織再編を行う予定であること。（添付3及び添付4参照。なお、課名・各課の業務等については現時点の案であり、今後、変更される可能性があること。）
- (2) 文化庁の所掌事務及び改正法によって文化庁に移管される事務に関する問い合わせ等については、改正法の施行までの間は、従前の担当部署が対応することとなること。ただし、本通知末尾に記載のとおり、改正法の内容に関する疑義や業務の移管に関する問い合わせについては文化庁長官官房政策課企画係、また、文化庁の京都への移転に関する問い合わせについては文化庁長官官房政策課文化庁機能強化検討室が対応すること。

### 【本件連絡先】

(改正法の内容に関すること)

文化庁長官官房政策課企画係  
電話 03-5253-4111（代表）  
内線 4463、2809

(文化庁の京都への移転に関すること)

文化庁長官官房政策課  
文化庁機能強化検討室  
電話 03-5253-4111（代表）  
内線 4829、4833

## 文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

**京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。**

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、**文化に関する施策の総合的な推進**を位置付ける。

また、その所掌事務に、

- ①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
- ②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、**文化庁が中核となって我が国のか文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。**

2. **芸術に関する教育に関する事務**を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成まで的一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

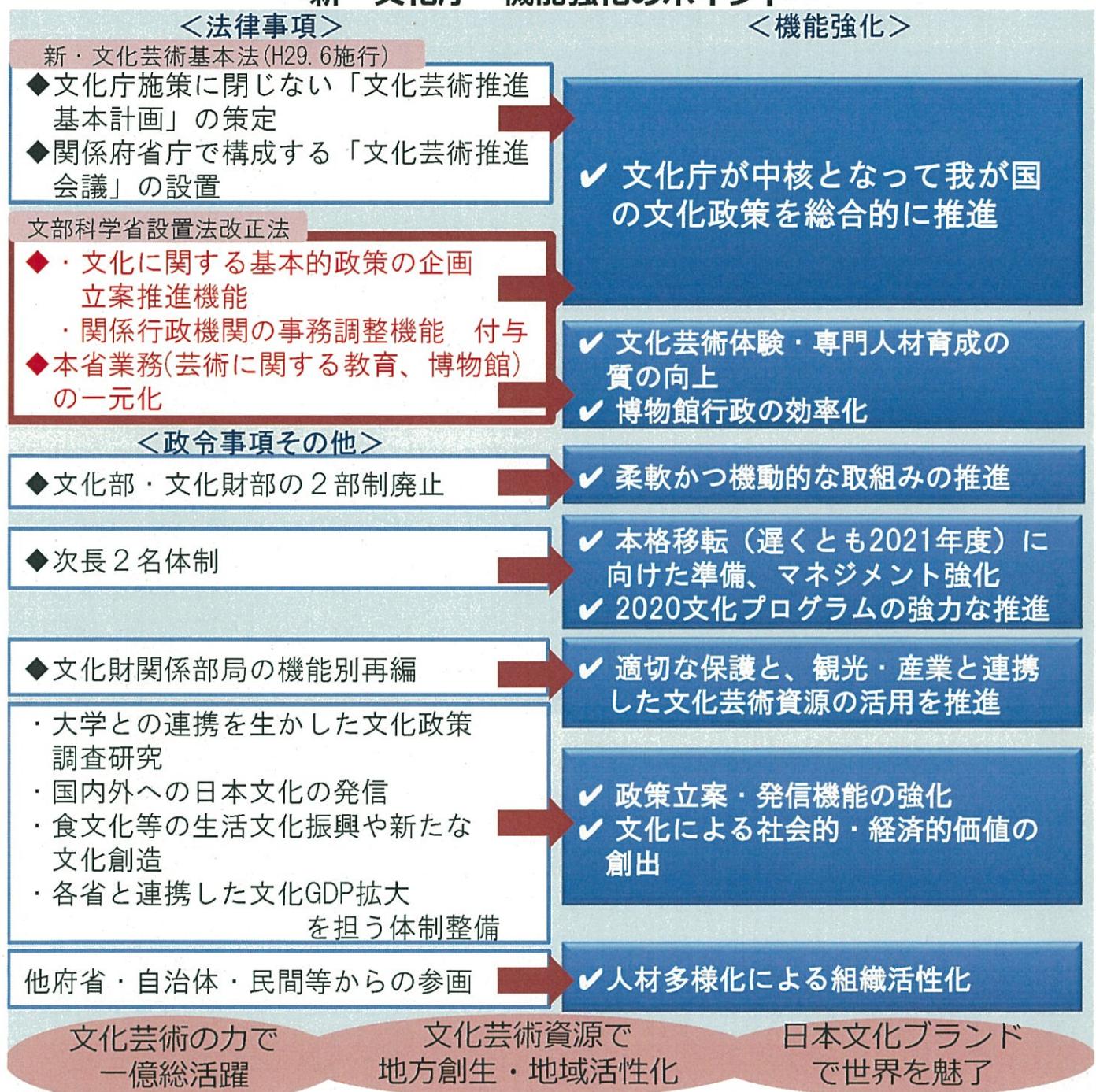
3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた**博物館に関する事務**を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1. ~3. の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

施行期日 平成30年10月1日

## ～新・文化庁 機能強化のポイント～



### <参考>

#### ◆経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～（H29.6閣議決定）

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進する。

#### ◆まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 (H29.6閣議決定)

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。（略）また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目指して提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。

# 文化政策の総合的な推進のための機能強化

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進(新・文化庁)に向けた機能強化を図る。

現行 定員231人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財監査官

平成30年10月以降 定員253人

長官・次長・審議官・審議官・審議官・文化財監査官

長官官房

地域文化創生本部 (H29.4より京都に設置)

地域文化創生本部

部制廃止による機動的対応

政策課

企画調整課

企画調整課

省内業務(博物館・芸術教育)  
の移管

文化部

分野別タテ割りから機能重視  
へ

文化部

文化部

文化資源活用課

文化資源活用課

文化財第一課

文化財第二課

著作権課

文化財第二課

文化財第一課

文化財第一課

文化財第一課

国語課

国語課

国語課

国語課

国語課

国語課

宗務課

宗務課

宗務課

記念物課

記念物課

記念物課

美術学芸課

美術学芸課

美術学芸課

参事官 (建造物担当)

参事官 (建造物担当)

参事官 (建造物担当)

宗務課

宗務課

宗務課

添付3

添付3

添付3

添付3

添付3

添付3

※名称はすべて仮称。

※下線の組織については本格移転時(遅くとも2021年度)に京都に置くことを予定。

## ～新・文化庁各課の主な所掌事務～

※現在調整中の内容であり、今後変更があり得る。

### 政策課

- 文化庁全般の人事、機構定員、予算、顕彰制度
- 文化庁全体の総合調整、日本文化の発信、文化政策調査研究

### 文化資源活用課

- 不動産である文化資源の活用に関すること
- 世界文化遺産・無形文化遺産に関すること、日本遺産に関すること

### 参事官(文化創造)

- 無形・動産である文化資源の活用に関すること
- 生活文化振興、文化創造支援、文化による地方創生・共生社会推進

### 文化財第一課

- 建造物以外の有形文化財の調査・指定等に関すること
- 無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の調査・指定等に関すること

### 文化財第二課

- 建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- 記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること

### 宗務課

- 宗教法人に関する認証等に関すること
- 宗教に関する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと

### 企画調整課

- 国会対応総括、文化芸術推進基本計画
- 博物館、劇場・音楽堂など文化施設、アイヌ文化、文化独法

### 文化経済・国際課

- 文化経済戦略・文化芸術推進会議など各省との連携調整
- 国際文化交流、国際協力

### 参事官(芸術文化)

- 実演芸術、映画・メディア芸術など東京団体窓口
- 学校における芸術に関する教育の基準の設定など人材育成

### 著作権課

- 著作者の権利・出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること
- 著作権等に関する条約に関する事務を処理すること

### 国語課

- 国語の改善及びその普及に関すること
- 外国人に対する日本語教育に関すること

※青枠の組織については、本格移転時(遅くとも2021年度)に京都に置くことを予定し、緑枠の組織については、東京に置くことを予定している。